



■佐賀市 鍋島

今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 事業主の皆様へ 平成27年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます 2
- ・ 健康保険組合及び国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ
「被扶養配偶者非該当届」の提出のお願い 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 被扶養者状況リストの提出はお済みですか? 4
- ・ 被保険者が住所を変更された場合 日本年金機構に被保険者住所変更届を提出ください 4
- ・ 従業員が出産されたときは 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 平成27年度 社会保険協会事務講習会のご案内 6
- ・ 「健康啓発DVD」貸出しのご案内 7
- ・ 年金相談窓口開設カレンダー 8
- ・ 健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い) 8

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう



平成27年9月分から 厚生年金保険の保険料率が 改定されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成27年9月分（同年11月2日納付期限分）から平成28年8月分（同年9月30日納付期限分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願い申し上げます。

現行

- 一般の被保険者の方 17.474%
- 日本たばこ産業株式会社の被保険者の方 17.474%
- 旅客鉄道会社等の被保険者の方 17.474%
- 農林漁業団体の事業所の被保険者の方 17.474%

平成27年9月～
➔ **17.828%**

現行

- 坑内員・船員の被保険者の方 17.688%

平成27年9月～
➔ **17.936%**

厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 12.828%～15.428%
- 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方 12.936%～15.536%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

従業員の方々へ通知等の励行をお願いします。

年金事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

健康保険組合及び国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ

「被扶養配偶者非該当届」の提出のお願い

平成26年12月から、従業員（第2号被保険者）の配偶者が被扶養配偶者（第3号被保険者）に該当しなくなった場合は、届出が必要となります。

届出漏れを防ぐため、従業員（第2号被保険者）および被扶養配偶者（第3号被保険者）にも周知をお願いします。

届出が必要となるケース

- ①被扶養配偶者（第3号被保険者）の収入が基準以上に増加し、扶養から外れた場合
- ②従業員（第2号被保険者）と離婚した場合
※従業員（第2号被保険者）の退職等により第1号被保険者となる場合は、その事実を日本年金機構において確認できるため、届出は不要です。

※このお届けがないと、当該期間は年金の受給資格期間に算入されません。

届出方法と手続きの流れ

事業主の方 被扶養配偶者非該当届の受付

第3号被保険者の方が上記の①または②に該当した場合、「被扶養配偶者非該当届※」を第3号被保険者から直接受け取るか、従業員を経由して受け取って下さい。

※「被扶養配偶者非該当届」は現在の被扶養者異動届の3枚目の「国民年金第3号被保険者関係届」に含まれます。

受付日の記載・内容の確認等

提出された「被扶養配偶者非該当届」に受付日を記入し、当該者の基礎年金番号や届出内容の確認を行ってください。

確認後、提出年月日および代表者氏名等を記入、押印のうえ、福岡広域事務センターまたは管轄の年金事務所に提出してください。

日本年金機構 第1号被保険者となるための手続きの勧奨

日本年金機構は、「被扶養配偶者非該当届」の提出に基づき、第1号被保険者へ変更するために必要な手続きの勧奨を行います。

※第3号被保険者であった方は、「被扶養配偶者非該当届」とは別に、お住まいの市（区）役所または町村役場で、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する手続きが必要です。

お問い合わせ先

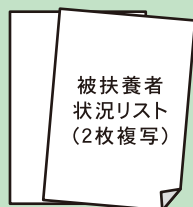
- 佐賀年金事務所 国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所 国民年金課 TEL 0954-23-0121

被扶養者状況リストの提出はお済みですか？

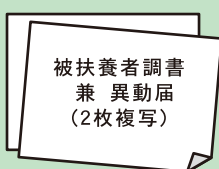
被扶養者として加入されている方が、被扶養者の要件を満たしているかをあらためて確認させていただくものです。

平成27年5月末～6月にかけて、下記の4点を事業所に送付しております。

(1) 被扶養者状況リスト



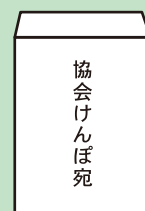
(2) 被扶養者調書
兼 異動届



(3) 説明用リーフレット



(4) 返信用封筒



下記の場合は、事業所へ送付物はありません。

対象外

- 平成27年4月1日において、18歳未満の被扶養者のみ
- 平成27年4月1日以降に加入された被扶養者のみ

Q・何のために実施しているのですか？

A これは被扶養者が就職等で、被扶養者の要件を失くしているにも関わらず、依然被扶養者として加入している場合、協会けんぽの財政を圧迫するため、それを防ぐためです。

Q・事業主としてはどのような作業をすればよいのですか？

A 過去の実施方法と同様に、事業主（総務担当者）から被保険者（従業員）に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者要件を満たしているかをご確認ください。

※被扶養者が「所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族である場合」は、口頭確認等を経ず「被扶養者要件を満たしている」扱いになります。

返信用封筒に同封のうえ早急にご提出願います。

封筒には「7月31日までに提出ください」と記載されておりますが、そのままご利用できます。

被保険者が住所を変更された場合 日本年金機構に被保険者住所変更届を提出ください

協会けんぽでは平成25年度より、従業員（被保険者）のご自宅に「受診券※」を直接お送りしております。

※「受診券」は、ご家族（被扶養者）が健診を受けるために必要なものです。

転居等に伴う住所不明などの理由により、協会けんぽから従業員のご自宅にお送りすることができなかった場合は、事業主様宛にお送りして、従業員を通じ、ご家族にお渡しいただくことをお願いすることになります。

従業員の住所が変更になった場合には、日本年金機構に「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」を提出いただきますようお願いいたします。



従業員が出産されたときは…

出産に関して、事業主が関わる主な書類

- 「健康保険 出産手当金支給申請書」……協会けんぽで扱っております。
- 「産前産後休業取得者申出書」「育児休業等取得者申出書」等
……管轄の年金事務所へお問い合わせください。
- 「雇用保険 育児休業給付金」……管轄のハローワークにお問い合わせください。

ここでは、協会けんぽで扱っている「健康保険**出産手当金**支給申請書」について紹介します

■従業員(被保険者)の出産に伴う生活保障です■

ここでいう**出産**とは妊娠4か月(85日)以上のことを指し、早産・死産・流産・人工妊娠中絶も含まれます。

添付書類について

- 【初回】申請期間とその前1か月分の「賃金台帳(写)」および「出勤簿(写)」
- 【2回目以降】給与の支給があるときのみ、「賃金台帳(写)」および「出勤簿(写)」

支給額

- 支給日額(標準報酬日額の3分の2)×休んだ日数(支給期間)

支給期間

【パターン1 出産日=出産予定日 もしくは 出産予定日より早く出産された場合】

- 単胎の場合…産前42日間・産後56日間の最大98日間、申請可能
- 多胎の場合…産前98日間・産後56日間の最大154日間、申請可能

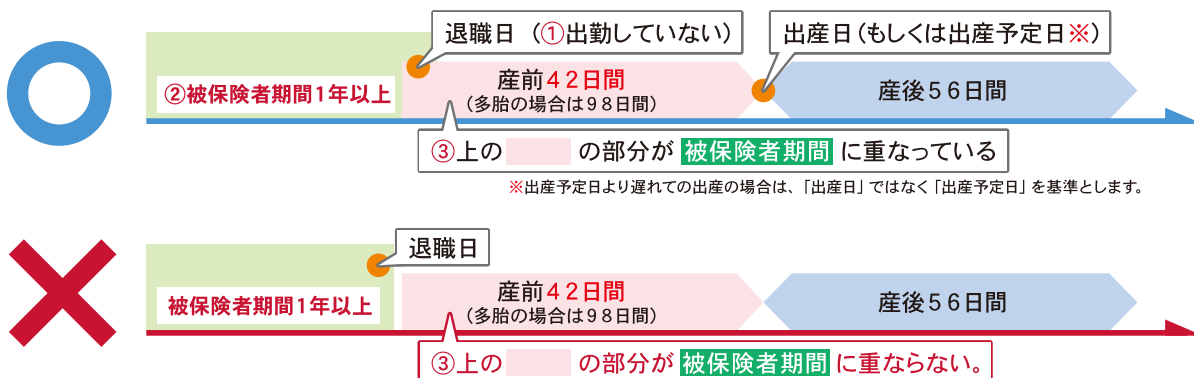
【パターン2 出産予定日より遅れて出産された場合】

- 単胎の場合…最大「98日間+ 出産予定日から出産日までの日数差分」申請可能
- 多胎の場合…最大「154日間+ 出産予定日から出産日までの日数差分」申請可能

退職などで健康保険の資格を喪失した後も、要件を満たせば給付の対象となります

下記の3つの要件をすべて満たす必要があります

- ①退職日に出勤していないこと
- ②退職日までに継続して1年以上の被保険者期間があること
- ③退職日に出産手当金を受給しているか、受給できる条件を満たしていること





平成
27
年度

社会保険事務講習会のご案内

9月『従業員が病気やけがをした場合の 給付金等について』

実務についてだけでなく「年金と傷病手当金の関係、退職後の給付要件、交通事故の際は対象となるのか」というように詳しく触れていきます。

10月『障害年金と遺族年金』

年金制度の改正事項や
障害年金・遺族年金のしくみについて学びます。

地区	平成27年	会場	地区	平成27年	会場
佐賀会場	9月4日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	10月1日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	9月7日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	武雄会場	10月5日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	9月10日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	10月8日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
鳥栖会場	9月15日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐津会場	10月15日(木)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
講師●全国健康保険協会佐賀支部職員			講師●日本年金機構年金事務所職員		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

会員事業所は無料 (平成27年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

-----<キリトリ線>-----

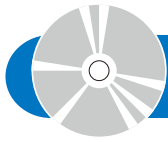
社会保険事務講習会 参加申込書



FAXにて
ご参加の方は
下記申込書で

整理番号			☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『従業員が病気やけがをした場合の給付金等について』 (佐賀・唐津・武雄・鳥栖)会場 平成 年 月 日()	『障害年金と遺族年金』 (佐賀・武雄・鳥栖・唐津)会場 平成 年 月 日()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		事業所電話番号() -
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

* 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。



「健康啓発DVD」貸出しのご案内



佐賀県社会保険協会では、被保険者や家族の皆様の健康づくりにお役立ていただけるよう「健康づくりDVD」の貸出しを始めました。職場での研修の際などにご活用下さい。

Vol.1 はじめてのウォーキング& ジョギング (31分)



1. 正しい歩き方とは？
2. 正しい姿勢を知ろう
3. 正しい歩き方のためのエクササイズ
4. スピードウォークにチャレンジ
5. ジョギングにチャレンジ
6. ウォーキング&ジョギングの注意点

Vol.2 若々しい体をキープ! エクササイズ&ダイエット (33分)



1. 若々しい体とは？
2. 良い姿勢になるためには？
3. 体幹エクササイズ (基礎編)
4. 体幹エクササイズ (応用編)
5. ダイエットの基本
6. ダイエットと食習慣

Vol.3 Good-bye ストレス (29分)



1. ストレスとは何か？
2. 職場でストレスの生まれる原因は？
3. ストレスの初期症状
4. 慢性ストレスの症状
5. ストレスが体に及ぼす影響
6. ストレス対処法
 - 体をリラックスさせる
 - 思考パターンを見直す
7. 心のSOS早期発見・早期対処

Vol.4 正しく知れば怖くない がんのお話 (26分)



1. がんはどこにできるのか？
2. がんはなぜできるのか？
3. がん発生のメカニズム
4. がんと発生習慣
5. がんを早期発見するためにがん検診
6. がんの治療法

※数に限りがございます。

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〈キトリ線〉

健康啓発DVD借用申込書

1. 借用希望DVD (希望するものに○を付けて下さい)

タイトル	
<input type="checkbox"/>	Vol.1 はじめてのウォーキング&ジョギング
<input type="checkbox"/>	Vol.2 若々しい体をキープ!エクササイズ&ダイエット
<input type="checkbox"/>	Vol.3 Good-bye ストレス
<input type="checkbox"/>	Vol.4 正しく知れば怖くないがんのお話

2. 借用の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで ※1週間程度の借用でお願いします。

3. 視聴者数 人員(予定) 名

借用者 _____ 申込日 平成 年 月 日

整理番号	
事業所所在地 〒	事業所名称
電話番号	担当者

協会使用欄	受付日		発送日		返却日		会費	
-------	-----	--	-----	--	-----	--	----	--

平成27年10月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 延長相談 19時まで	6 鹿島市民会館 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12	13 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	14 有田町役場 (東庁舎) (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 延長相談 19時まで	20 鹿島市民会館 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28 有田町役場 (本庁舎) (予約)	29	30 伊万里市役所 (予約)	31

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15~19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	
伊万里市役所	9:30~15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00~16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。
 ※年金事務所では予約による年金相談を受付けております。
 ※希望される日の前日までにお申しください。

- 予約申込先
- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
 - 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
 - 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

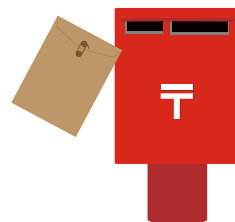
街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について（お願い）

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集中して行っております。

そのため、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。



送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用第2グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19
福岡ファッションビル2F

※郵送の際は切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成27年9月分保険料の納付期限は平成27年11月2日（月）です。